



加入事業所とのコラボヘルス推進のお知らせ

東京織物健康保険組合

被保険者やその家族の健康の保持増進を図るため、事業所と健康保険組合が積極的に協力し合い、効率的かつ効果的な事業（コラボヘルス）の実施に向けて、健康診断結果等の情報を事業所と健康保険組合で共有・活用することとなりますので、「個人情報の保護に関する法律」第23条第5項に基づき、下記のとおりお知らせいたします。

ただし、「コラボヘルス推進に係る覚書」を健康保険組合と締結した事業所に限ります。

参考 個人情報の保護に関する法律

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

1. 共同して利用するデータ

- (1) 事業主が実施する労働安全衛生法による健康診断結果
- (2) 当組合が実施する健康保険法による健康診断結果

2. 利用する目的

- (1) 健康異常の早期発見・疾病予防を目的に健康保険組合が実施する健康診断結果共有による労働安全衛生法に基づく定期健康診断の代用とする他、被保険者の健康状態を的確に把握し、状況に応じて被保険者の健康保持の為に必要な措置を実施します。
- (2) 生活習慣病関連項目（血圧・脂質・血糖など）の検査値がリスク保有判定値を上回る者について、情報を共有し、該当者の事後指導に活用します。

生活習慣病は、身体活動・運動や食事、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が発症の原因と深く関与している疾患の総称で、脳血管疾患・心疾患、動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常などが該当し、日本人の死亡原因において非常に高い割合を占めており、健康寿命の延伸の阻害要因になっているだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。

生活習慣病は、(1) 自覚症状がないまま進行すること、(2) 長年の生活習慣に起因すること、(3) 疾患発症の予測ができることから、健康診断によって早期にリスクを発見し、発症しないように対策を打つことが可能です。

3. 共同して利用する者の範囲について

- (1) 事業所の健康管理事務の担当者又は産業保健専門職
- (2) 当組合の保健事業の担当者及び保健師



本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報（病歴・治療内容等）は含まれません。また、本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、罰則が課せられます。

なお、本事業でのデータ共有について同意されない場合は、事業所にお申し出ください。

問い合わせ先

東京織物健康保険組合 審査課

TEL 03-3661-2254